

奈良県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あおぞら薬局	生駒郡三郷町立野南二一八一四 一〇一〇五	平成二十七年十二 月三十一日
南王寺診療所	北葛城郡王寺町畠田四丁目一番 一七号 南王寺メデイカルヴィ ラ	平成三十一年二月 二十八日
江見薬局畠田	北葛城郡王寺町畠田四一二五八 一三	平成三十一年二月 二十八日
医療法人優慶会ゆうけいの里 クリニック	橿原市新賀町八七一	平成三十二年二月 二十八日